

個人情報に準ずる情報に係る
情報保護の考え方について

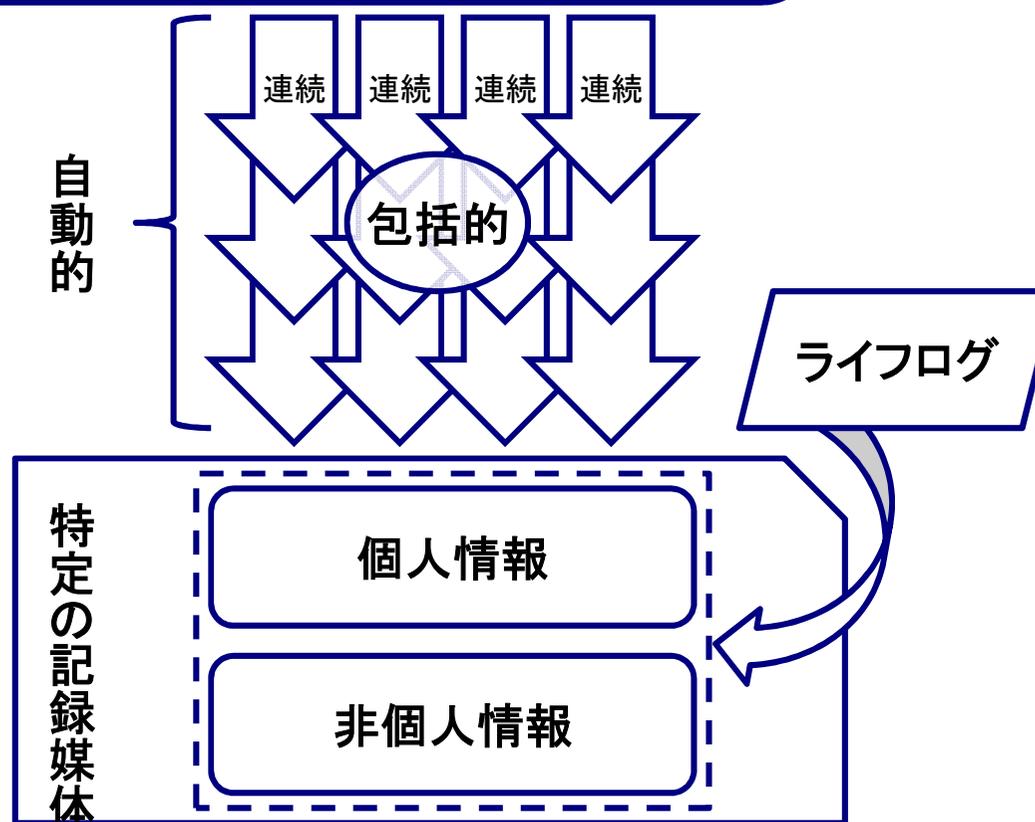
慶應義塾大学 総合政策学部 教授
新保 史生

個人情報及び非個人情報の区別の相対性（ライフログの定義私論）



「ライフログ」とは

- ①特定の自然人の
- ②特定の活動に関する
- ③特定の情報を
- ④特定の記録媒体に
- ⑤自動的に
- ⑥デジタルデータとして
- ⑦包括的・連続的に記録(蓄積)し
それによって取得された
- ⑧特定の個人に関する個人情報
(個人識別情報)及び
- ⑨個人に関連する個人情報に該
当しない情報(非個人識別情報)
の総称をいう。



新保史生「ライフログの定義と法的責任 -個人の行動履歴を営利目的で
利用することの妥当性-」情報管理Vol.53No.6(2010.9月号)

<<http://johokanri.jp/journal/>>

■ 検討事項

- ①インターネット地図情報サービスについて
- ②違法音楽配信について
- ③ライフログ活用サービスについて
- ④個人情報保護ガイドラインの見直しについて
 - ③のライフログを除く課題の検討結果を第一次提言として平成21年8月に報告書が取りまとめられ公表された
 - 第二次提言においては、③のライフログに加え、⑤CGM について、⑥安全管理措置について報告書の取りまとめがなされている

■ 報告書の内容

- 我が国のライフログ活用サービスの現状
- 諸外国の対応状況
- 我が国において懸念される法的問題
- より信頼されるサービスに向けて(配慮原則の提言)
- ディープ・パケット・インスペクション技術(DPI 技術: Deep Packet Inspection)を活用した行動ターゲティング広告



より信頼されるサービスに向けて（総務省による配慮原則の提言）

- ① 広報、普及・啓発活動の推進
 - 対象事業者その他の関係者は、利用者のリテラシーの向上や不安感や不快感の払に資するべく、対象情報を活用したサービスの仕組みや、本配慮原則に基づく取組について、広報その他の啓発活動に努めるものとする。
- ② 透明性の確保
 - 対象事業者その他の関係者は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知り得る状態に置く（以下「通知等」という。）よう努めるものとする。通知等に当たっては、利用者が容易に認識かつ理解できるものとするよう努めるものとする。
- ③ 利用者関与の機会の確保
 - 対象事業者は、その事業の特性に応じ、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するよう努めるものとする。
- ④ 適正な手段による取得の確保
 - 対象事業者は、対象情報を適正な手段により取得するよう努めるものとする。
- ⑤ 適切な安全管理の確保
 - 対象事業者は、その取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう努めるものとする。
- ⑥ 苦情・質問への対応体制の確保
 - 対象事業者は、対象情報の取扱いに関する苦情・質問への適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

プライバシーの権利の権利性

「『宴のあと』事件」判決（東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁）

プライバシーの権利

私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利

プライバシー侵害による不法行為の成立要件

- ① 公開された内容が私生活の事実またはそれらしく受けとられるおそれのある事柄であること
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められること
- ③ 一般の人々に未だ知られない事柄であること

「宴のあと」事件以前にプライバシーの権利について言及した判例

「大阪証券労組保安阻止デモ事件」（大阪高判昭和39年5月30日判時381号17頁）

国民の私生活の自由が国家権力に対して保障されていることを知ることができる。ここからプライバシーの権利を導き出すことができるであろうが、もとより無制限なものではない。

人はその承諾がないのに自己の写真を撮影されたり世間に公表されない権利（肖像権）を持つとすれば、それはプライバシーの権利の一つとして構成することができる。

その他、「宴のあと」事件同様にモデル小説とプライバシーが問題となった事例

「『名もなき道を』事件」判決（東京地判平成7年5月19日判時1550号49頁）

「『石に泳ぐ魚』事件」判決（東京地判平成11年6月22日判例時報1691号91頁）

個人情報

公知

氏名 性別
住所 生年月日

法令等に基づいて公開される場合がある

領域

公の場

非公知

資格 職業
所得 健康状態
学歴 趣味

社会生活上必要に応じて取得される場合がある

位置情報

機微

思想信条 宗教
性癖 労組等加入事実

本人同意に基づかなければ原則として取り扱ってはならない

私生活

個人の自律

プライバシー



日本の個人情報保護制度の全体像

基本方針

基本方針(閣議決定された個人情報保護に関する基本方針)

個人情報保護法

基本法及び民間部門を対象とした法令(個人情報の保護に関する法律及び政令等)

行政機関等個人情報保護法

行政機関及び独立行政法人等の公的部門を対象とした法令(行政機関等個人情報保護法及び政令等)

既存の各法令

個別法令における個人情報保護を目的とした規定に基づく個人情報の保護(派遣業法, 職安法等の既存法令)

個人情報の漏えいや不正利用等の行為に対する法的責任を追及する上で用いられる法令(不正競争防止法等)

法令の定める職業上の秘密保持義務規定(公務員法, 各種の士業法等)

個人情報保護条例

地方自治体の個人情報保護条例

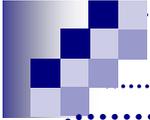
ガイドライン

個人情報保護法第8条に基づく各府省ガイドライン

その他の法令に基づく規格やガイドライン(工業標準化法, プロバイダ責任制限法, 電子署名法等に基づくガイドライン)

行政機関が行政機関等を対象に策定したガイドライン(安全管理や情報通信技術の利用)

民間団体が民間部門を対象に策定したガイドライン(業界ガイドライン等)



個人情報保護関連五法

2003年5月23日成立：同年同月30日公布・施行

行政機関等個人情報保護法と個人情報保護法の個人情報取扱事業者に対する具体的義務を課す第4章から第6章までの義務規定及び附則第2条から第6条までの規定については、2005年4月1日施行

個人情報の保護に関する法律

□（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

□（平成15年法律第58号）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

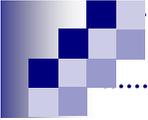
□（平成15年法律第59号）

情報公開・個人情報保護審査会設置法

□（平成15年法律第60号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

□（平成15年法律第61号）



個人情報保護関係法令

- 1) **個人情報の保護に関する法律**(平成15年5月30日法律第57号)
 - a) 個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成15年12月10日政令第506号)
 - b) 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年12月10日政令第507号)(平成20年5月1日政令第166号)
 - c) 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年12月10日政令第389号)
- 2) **行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律**(平成15年5月30日法律第58号)
 - a) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行期日を定める政令(平成15年12月25日政令第547号)
 - b) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年12月25日政令第548号)
 - c) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年10月7日総務省令第125号)
 - d) 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(総務省平成16年9月14日)
- 3) **独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律**(平成15年5月30日法律第59号)
 - a) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年12月25日政令第549号)
 - b) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年10月7日総務省令第126号)
 - c) 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(総務省平成16年9月14日)
- 4) **情報公開・個人情報保護審査会設置法**(平成15年5月30日法律第60号)
 - a) 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令(平成15年12月25日政令第550号)
 - b) 情報公開・個人情報保護審査会事務局組織規則(平成17年3月25日内閣府令第27号)
- 5) **行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**(平成15年5月30日法律第61号)
 - a) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成15年12月25日政令第551号)
- 6) **個人情報の保護に関する基本方針**(平成16年4月9日閣議決定)基本方針一部変更(平成20年4月25日閣議決定)

個人情報保護法の適用範囲

民間部門

公的部門

地方公共団体には
個人情報保護関連五法の
義務規定は適用されない

個人情報保護法

個人情報保護法
行政機関

個人情報保護法
独立行政法人等

地方公共団体の条例

情報公開・個人情報保護審査会設置法

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)

1742団体
(2012年10月1日現在)

基本法部分

基本理念
国及び地方公共団体の責務等
個人情報の保護に関する施策等

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法に基づく主務大臣の所掌範囲と法執行

<p>金融庁</p> <p>金融 安全管理 実務指針</p>	<p>経済産業省</p> <p>信用情報</p>	<p>事業一般</p>	<p>個人 遺伝 情報</p> <p>ヒトゲノム・遺伝子解析研究</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学 教育</p>
<p>国土交通省</p> <p>国土交通 不動産流通業</p>	<p>船員の雇用管理</p>	<p>雇用管理一般</p> <p>健康情報</p>		<p>遺伝子治療臨床研究</p> <p>ヒト幹細胞臨床研究</p> <p>疫学研究</p> <p>臨床研究</p>
<p>債権回収</p>	<p>医療・介護</p> <p>医療情報システム安全管理</p>	<p>医療情報処理</p> <p>労働者派遣</p> <p>職業紹介</p> <p>厚生労働省</p>	<p>郵便事業</p> <p>信書便事業</p>	
<p>法務省</p> <p>法務</p>	<p>警察共済組合</p> <p>国家公安委員会</p>	<p>労働組合</p> <p>福祉 企業年金 健保組合 国民健康 保険組合</p>	<p>環境省</p> <p>環境</p>	
<p>外務省</p> <p>外務</p>	<p>警察</p>	<p>防衛省</p> <p>防衛</p>	<p>財務省</p> <p>財務</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産</p>

* 斜体は通達／下線は通知

個人情報取扱事業者の義務

個人情報

- 利用目的の特定、利用目的による制限 (15条、16条)
個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止
- 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 (17条、18条)
偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
- 苦情の処理 (36条)
個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

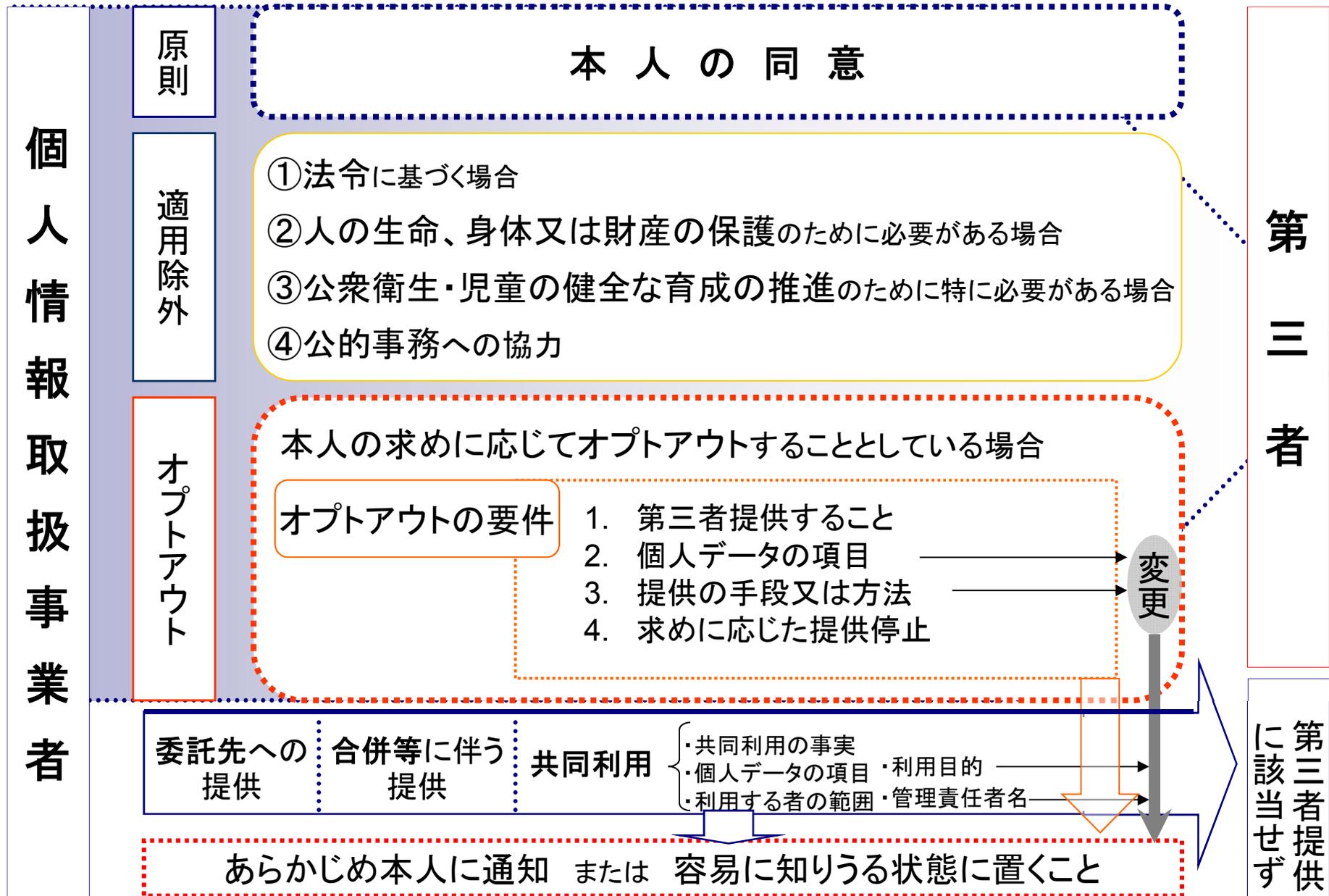
個人データ

- データ内容の正確性の確保 (19条)
利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの
正確性、最新性を確保
- 安全管理措置 (20条)
個人データの安全管理のために必要かつ適切な
措置
- 従業者・委託先の監督 (21条、22条)
従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督
- 第三者提供の制限 (23条)
本人の同意を得ない個人データの第三者提供の
原則禁止

保有個人データ

- 保有個人データ事項の公表等 (24条)
保有個人データの利用目的、開示等に必要な手
続等についての公表等
- 開示、訂正等、利用停止等 (25~27条)
保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、
訂正等、利用停止等
- 理由の説明 (28条)
本人関与に関する理由の説明
- 開示手続、手数料 (29条、30条)

第三者提供の制限の構図



本

人

オプトアウト

第三者提供の停止

手続違反

目的外利用

不正取得

第三者への無断提供

利用停止等

利用の停止

消去

第三者提供の停止

個人情報取扱事業者



第三者提供に該当しないもの

委 託

- 事例1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合
- 事例2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

事 業 の 承 継

- 事例1) 合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合
- 事例2) 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

- 合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、第三者に該当しない。
- 事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。
- 事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約を締結しなければならない。

第三者提供に該当しないもの

共同利用

- 事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的(法第15条第2項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。)の範囲内で情報を共同利用する場合
- 事例2) 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合
- 事例3) 外国の会社と取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合
- 事例4) 企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

- ・ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下の①から④までの情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合は、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。
 - ・ 共同利用する場合、①から④までの情報のほか、あらかじめ一定の事項につき取り決めておくことが望ましい。
 - ・ 共同利用の対象となる個人データの提供について、必ずしも当該共同利用者の範囲に属するすべての事業者が行う必要はない。共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしもすべての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。
 - ・ 個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
 - ・ なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督義務を免れるわけでもない。
 - ・ 例えば、グループ企業でイベントを開催する場合に、各子会社から親会社(幹事会社)に顧客情報を集めた上で展示会の案内を発送する場合は共同利用となるが、自社でイベントを開催する場合に、案内状を発送するために発送代行業者に顧客情報を提供する場合は、共同利用者の範囲に含まれるグループ企業内の事業者への提供であったとしても、委託であって、共同利用とはならない。
- (下線部分は2008年改正)

共同利用 法第23条第4項第3号関連

① 共同して利用される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号、事例2) 氏名、商品購入履歴

② 共同利用者の範囲

本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。

事例) 最新の共同利用者のリストを本人が容易に知りうる状態に置いているとき

③ 利用する者の取得時の利用目的

共同して利用する個人データのすべての利用目的

④ 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない。）

上記①及び②については原則として変更は認められないが、次の場合、引き続き共同利用を行うことができる。

【引き続き共同利用を行うことができる事例】

事例1) 共同利用を行う事業者や個人データの項目の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例2) 共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、当該事業者の事業内容に変更がない場合

事例3) 共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合

変更

本人同意

変更

通知／
本人の知り得る状態に置くこと

個人情報保護制度の国際関係

OECD

プライバシー・ガイドライン(2013年改正) 越境協力勧告 / セキュリティ勧告等

GPEN (Global Privacy Enforcement Network)

プライバシー執行機関の整備が課題

OECD加盟国間で国境を越えて個人情報保護への取り組みを行うネットワークへの参加が課題

日本

個人情報保護法

米国

個別法

APPA (Asia Pacific Privacy Authorities)

プライバシー・フレームワーク 越境プライバシー・ルール(CBPR) 越境執行協力協定(CPEA)

個人情報の漏えいなどが国境を越えて発生した場合などに対応可能な越境執行協力への対応が課題

APEC

プライバシー・コミッショナー会議

(世界の個人情報保護機関の集まり)

データ保護機関としての認定基準

・的基礎、自主性及び独立性、国際基準との整合性、適正な機能

日本はオブザーバ参加

欧州評議会条約第108号(1981)

及び同追加議定書(2001)(個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約)

EU

個人データ保護指令

個人データ保護指令による
第三国への個人データの移転制限

EUが定める「十分なレベルの保護基準」をクリアすることが課題

個人データ保護規則(案)

(2012年1月25日公表、2013年10月21日欧州議会採択)

- ・独立個人情報保護機関の設置が必須要件
- ・データ主体の権利の拡大(消去権)
- ・セキュリティ(情報漏洩時の通報義務)
- ・管理責任(データ保護影響評価、データ保護のためのマーク(シール)制度)
- ・個人データの移転(統一的手続)
- ・独立の個人情報保護機関の設置は必須要件

- OECD(経済協力開発機構)
 - プライバシーガイドライン(2013年改正)
- EU(欧州連合)
 - EU個人データ保護指令(1998年制定)
 - EU個人データ保護規則案、法執行指令案(2013年10月21日欧州議会採択:未制定)
- APEC(アジア太平洋経済協力)
 - APECプライバシーフレームワーク(2004年10月29日採択)
 - APEC越境プライバシー規則(APEC Cross-Border Privacy Rules (CBPRs))
 - プライバシー・フレームワーク(越境執行協力協定(CPEA))
- 欧州評議会(Council of Europe)
 - 個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約第108号(1981年)改正案
- 米国
 - 消費者プライバシー権利章典(2012年)
- 日本
 - 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定(平成25年12月20日)



改正OECDプライバシーガイドラインが定める「プライバシー執行機関」

グローバルなネットワークにおける個人データの継続的流通は、プライバシーフレームワーク内での相互接続性の改善の必要性と、プライバシー執行機関における越境協力の強化の必要性を高めることを認識(前文)

第1部 総論

■ ①「プライバシー執行機関」の定義

- 「プライバシー執行機関」とは、プライバシーを保護する法の執行に係る責任を有し、調査の実施又は執行手続きを遂行する権限を有する各加盟国が設置する公的機関を意味する。(1d)

第3部 責任の履行

■ ②プライバシー・マネジメント・プログラムの実効性の担保

- 当該プライバシー・マネジメント・プログラムが適切に実施されていることを証明する準備を行い、特に、権限を有するプライバシー執行機関又は行動規範若しくは本ガイドラインに拘束力を与えるのと同等の取り決めの遵守を促進させる上で責任を有するその他の組織からの求めに応じて対応すること。(15b)

■ ③セキュリティ侵害通知

- 個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ侵害があった場合、必要に応じてプライバシー執行機関又は他の関連機関に通知すること。当該セキュリティ侵害がデータ主体に不利益を及ぼすと思料される場合は、データ管理者は不利益を被るデータ主体に通知しなければならない。(15C)

第5部 国内実施

- プライバシー執行機関を設立して維持し、当該機関の権限を効果的に行使し、客観的かつ公正で一貫した基準に基づく決定を行うために必要な管理組織、リソース、技術的専門知識を備えること(19C)

第6部 国際協力と相互運用性

- 加盟国は、プライバシー法の国境を越えた執行協力を容易にするために、特に、プライバシー執行機関の間で情報共有を強化することにより、適切な措置を講ずること。

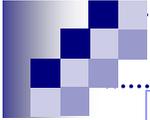
■ 2007年「プライバシーを保護する法の執行に係る越境協力に関する勧告」が定めるプライバシー執行機関

- (a)プライバシーを保護する法の違反に対して防止策と制裁措置を講ずること
- (b)プライバシーを保護する法の違反の可能性に関して、それに関連する情報にアクセスする能力を含む有効な調査を実施すること
- (c)プライバシーを保護する法の違反に関与したデータ管理者に対して是正措置を講じることを指示するために必要なリソースと権限を与えること
- その他の条件
 - プライバシー執行機関のリソースは、監査対象となるデータ処理作業の規模と複雑さに比例したものでなければならない
 - プライバシー執行機関が十分な技術的専門知識を有することによって権限を強化すること



個人情報保護法制定後の個人情報保護制度に関する検討

- 国民生活審議会個人情報保護部会
 - 第19次国民生活審議会個人情報保護部会(2003-2005)
 - 第20次国民生活審議会個人情報保護部会(2005-2007)
 - 第21次国民生活審議会個人情報保護部会(2007-2009)
 - 「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」(2007.6.29)
- 消費者委員会個人情報保護専門調査会
 - 消費者委員会個人情報保護専門調査会(2010-2011.7.26)
 - 「個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題」(2011.7)
- 経済産業省
 - IT融合フォーラムパーソナルデータワーキンググループ(2012.11.29-2013.4.10)
 - 「パーソナルデータ利活用の基盤となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」(2013.5.10報告書公表)
 - パーソナルデータの利活用に関する事前相談評価試行(2013.9.20募集開始)
- 総務省
 - パーソナルデータの利用・流通に関する研究会(2012.11.1-2013.6.11)
 - 「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書 ～パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策～」(2013.6.12報告書公表)
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)
 - パーソナルデータに関する検討会(2013.9.2-2013.12.10)
 - 技術検討ワーキンググループ(2013.9.27-2013.11.8)
 - パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針(2013.12.20)



パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

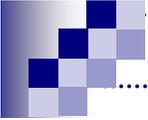
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定(平成25年12月20日)

- I パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨
- II パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性
 - 1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し
 - 2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
 - 3. グローバル化に対応する見直し
- III パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項
 - 1. 第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備
 - 2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い
 - 3. 国際的な調和を図るために必要な事項
 - 諸外国の制度との調和
 - 他国への越境移転の制限
 - 開示、削除等の在り方
 - パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築
 - 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い
 - 行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い
 - 4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項
 - パーソナルデータの保護の目的の明確化
 - 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
 - プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方
- IV 今後の進め方(本方針に基づき、詳細な制度設計を含めた検討を加速、平成26年(2014年)年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年(2015年)通常国会への法案提出を目指すこととする)



I パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨

- 我が国の個人情報保護制度については、これまで国民生活審議会や消費者委員会個人情報保護専門調査会等において様々な課題が指摘され、議論されてきたところであるが、具体的な解決に至っていないものもある。これまで行ってきた検討で蓄積された知見を活かし、時代の変化に合った制度の見直し、改善が求められている。
- 今年で個人情報保護法の制定から10年を迎えたが、情報通信技術の進展は、多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータを収集・分析することを可能とし、これにより新事業・サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献する等、我が国発のイノベーション創出に寄与するものと期待されている。特に利用価値が高いとされているパーソナルデータについては、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきており、個人情報及びプライバシーに関する社会的な状況は大きく変化している。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が広く認識され、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法上の義務を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられるところである。また、パーソナルデータの利活用ルールの曖昧さから、事業者がその利活用に躊躇するケースも多いとの意見もある。
- さらに、企業活動がグローバル化する中、情報通信技術の普及により、クラウドサービス等国境を越えた情報の流通が極めて容易になってきている。国内に世界中のデータが集積し得る事業環境の整備を進めるためにも、海外における情報の利用・流通とプライバシー保護の双方を確保するための取組に配慮し、制度の国際的な調和を図る必要がある（EU:「データ保護規則」提案、米国:「消費者プライバシー権利章典」公表、OECD:「OECDプライバシーガイドライン」改正等）。
- このような状況の変化を踏まえ、平成25年6月に決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において、IT・データの利活用は、グローバルな競争を勝ち抜く鍵であり、その戦略的な利活用により、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な新産業・サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現するものとされていることから、個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により民間の力を最大限引き出し、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進するとともに公益利用にも資する環境を整備する。さらに、事業者の負担に配慮しつつ、国際的に見て遜色のないパーソナルデータの利活用ルールの明確化と制度の見直しを早急に進めることが必要である。

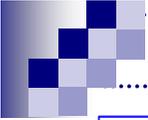


Ⅱ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

- このような背景・趣旨を踏まえ、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等を目指して行うべき制度見直しに関する主な方向性については、次の通り考えるものとする。制度見直しに関する主な方向性については、次の通り考えるものとする。

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- 個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。
- 共同利用やオプトアウト等第三者提供の例外措置の要件の明確化、利用目的拡大に当たって事業者が取るべき手続きの整備、わかりやすいプライバシーポリシーの明示等パーソナルデータの取扱いの透明化等を検討する。

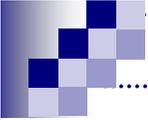


Ⅱ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- 適切なプライバシー保護を実現するため、保護すべきパーソナルデータの範囲、個人情報の開示及び訂正（追加又は削除を含む。）等における本人関与の在り方、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い、プライバシー影響評価の導入、データ取得時等における手続きの標準化等について検討する。

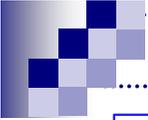
- 専門的知見の集中化、機動的な法執行の確保、及び諸外国の制度との整合を取りつつパーソナルデータの保護と利活用の促進を図るため、独立した執行機関（第三者機関）に行政処分等の権限を付与するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り方、法解釈・運用の事前相談の在り方等を検討する。さらに、これらの対応と併せて、個人情報及びプライバシーの保護を有効に機能させるため、事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の取組を評価し、十分な規律に服することが担保される、マルチステークホルダープロセス※の考え方を活かした民間主導の枠組みの構築を検討することにより、パーソナルデータ利活用のルールが遵守される仕組みを整備する。
 - ※マルチステークホルダープロセス：国、事業者、消費者、有識者等の関係者が参画するオープンなプロセスでルール策定等を行う方法のこと。



Ⅱ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

3. グローバル化に対応する見直し

- プライバシーに配慮したパーソナルデータの利活用は、グローバルに対処すべき課題であり、我が国の事業者がグローバルに適切なパーソナルデータの共有、移転等を行えるようにするため、諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえた国際的に調和の取れた制度を検討するとともに、他国へのデータ移転の際の確実な保護対策等について検討する。
- 国境を越えた情報流通の実態を踏まえた海外事業者に対する国内法の適用等について検討する。
- 以上の方向性に基づき、パーソナルデータの利活用に関する制度の見直しを進める。



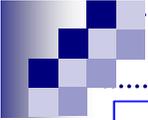
Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

1. 第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備

- パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進する観点から、独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施等の対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。
- その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。

2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

- 個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者(提供者及び受領者)が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。



Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

3. 国際的な調和を図るために必要な事項

■ 諸外国の制度との調和

- 諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、国際的なルール作りに積極的に参加しつつ国際的に調和の取れた制度を構築し、日本企業が円滑かつグローバルに事業が展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や第三者機関による国際的な執行協力等の実現について検討する。

■ 他国への越境移転の制限

- グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することについて検討する。

■ 開示、削除等の在り方

- 本人の自身の情報への適正かつ適時の関与の機会を確保することが、本人の不安感を払しょくするとともに、事業の透明性を確保することにもつながることから、取得した個人情報の本人による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止（消去又は提供の停止を含む。）等の請求を確実に履行できる手段について検討する。

■ パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築

- 第三者機関への行政処分等の権限の付与・一元化について検討するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

■ 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い

- 本人のプライバシーへの影響については、取り扱うデータの量ではなくデータの質によるものであることから、現行制度で適用除外となっている取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件とされる個人情報データベースを構成する個人情報の数が5,000件以下とする要件の見直しを検討する。その際、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の負担軽減についても併せて検討する。

■ 行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い

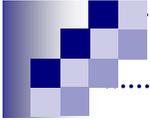
- 行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、これらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等に関する国際的な整合性、我が国の個人情報保護法制の趣旨等にも配慮しながら、必要な分野について優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。



Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

- パーソナルデータの保護の目的の明確化
 - パーソナルデータの保護は、その利活用の公益性という観点も考慮しつつ、プライバシーの保護と同時に利活用を促進するために行うものであるという基本理念を明確にすることを検討する。
- 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
 - 保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断するものとする。
 - また、プライバシー性が極めて高い「センシティブデータ」については、新たな類型を設け、その特性に応じた取扱いを行うこととする。
 - なお、高度に専門的な知見が必要とされる分野（センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。）におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見をもって対応すること等について検討する。
- プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方
 - 透明性の確保を原則として、利用目的の拡大に当たって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定（オプトアウト、共同利用等）の在り方について検討するとともに、パーソナルデータ取得時等におけるルールの充実（同意取得手続きの標準化等）について検討する。
 - また、個人情報取扱事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の漏えい、その他のプライバシー侵害につながるような事態発生危険性、影響に関する評価（プライバシー影響評価）の実施、公表等については、事業者の過度な負担とならないように配慮しつつ、評価事項・基準、評価対象、実施方法、評価方法等の具体化を「特定個人情報保護委員会」が行う特定個人情報保護評価の仕組みを参考に検討する。



IV 今後の進め方

- 本方針に基づき、詳細な制度設計を含めた検討を加速させる
- 検討結果に応じて、平成26年(2014年)年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ
- 平成27年(2015年)通常国会への法案提出を目指す